

## 令和4年度 中小企業等における感染拡大防止対策助成金 Q&A

### 【助成金額について】

Q. 助成額は税込金額か。

A. 消費税および地方消費税を除いた金額を対象経費とします。領収書等に消費税の記載がなく、税抜金額に割り戻す必要がある場合は端数を切り捨てた数字で申請してください。

### 【事業所について】

Q. 国が管理委託している施設や地方公共団体の指定管理施設は対象になりますか。

A. 対象外です。それらの施設については、本来、国や地方公共団体において感染拡大防止の対策が行われるべきものであるためです。

Q. テナントにおいて事業活動を行っている場合も、助成を受けることができるか？

A. 事業主においてテナントにおける感染拡大防止対策を実施する必要がある場合、対象となります。

Q. フランチャイズ店は対象となるか？

A. 本社が県外でも、店舗が県内に所在していれば、県内店舗分は対象となります。

Q. 従業員がテレワークをしている場合、その実施場所（自宅等）における感染症対策の経費は対象になるか。

A. 出社する従業員がいない事業所や、従業員がテレワークを行う自宅は対象となりません。

Q. 自宅を事業所等として使っている場合、どのような場合が対象となるのか？

A. 事業活動として家族以外の方と接触する場合（そろばん教室、商談など）の感染対策費用は対象となります。自身や家族が普段使用するマスクや消毒液等は対象外です。

Q. 「事業所ごとに申請」の考え方は？（同じ敷地内に数棟の建物がある場合や、個人事業主で複数の事業所を持っている場合、どのように申請すれば良いか）

A. 「日本標準産業分類」の事業所の定義をもとに判断します。一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば一事業所としての申請となります。一構内であっても経営主体が異なれば、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを別の事業所として申請できます。

個人事業主で複数事業所を持っている場合も、それぞれを別の事業所として申請できます。

ただし、複数の事業所が一つの事務室等を共用する場合、代表する事業所から申請を行うこととし、重複して申請はできません。

Q. 移動販売をしているが、車両1台ごとに対象となるのか？

A. 今回の助成金は、車両の台数にかかわらず事業所単位に必要な対策を講じたもの

が対象となります。

**Q. 海の家や屋台は対象になるのか。**

A. 対象になりますが、出店元（例えば旅館やホテル等）の事業所や個人事業主単位での申請となります（複数の「海の家」等を運営する場合でも、出店元の事業所等1件につき上限額10万円（助成実績ありの場合5万円）以内となります）。

**【対象物品について】**

**Q. 消毒や除菌に使う製品は、アルコール以外でも対象になるのか？**

A. 原則として、厚生労働省HPに掲載されている「新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧」に記載のものが対象となります。（厚労省HPへのリンク）

その他の消毒剤・除菌剤を購入して申請する場合は、以下の①や②の効果を有することをご確認の上、購入・申請してください。（厚生労働省が、界面活性剤等の有効性を検証した際の基準をもとに設定。検証方法等は独立行政法人製品評価技術基盤機構のHPをご確認ください。）

①99.99%以上の感染価減少率      ②約10,000個のウイルスを不活化

**Q. 抗菌コーティング等の抗菌対策は対象になるのか？**

A. 抗菌を目的とした製品やコーティングの施工については、薬事法等で決まった基準がなく、厚生労働省として新型コロナウイルスへの有効性を確認していないため、本助成金の対象とはなりません。

**Q. 空気清浄機について、HEPAフィルターより性能が良いものは対象になるのか？**

A. HEPAフィルターと同等以上の粉じん除去の性能（捕集できる粒子のサイズが0.3μm以下かつ捕集率が99.97%以上）を有し、かつ風量が5m<sup>3</sup>/min以上のものは、対象となります。

**Q. ビル管理法の適用を受ける事業所が空気清浄機を申請した場合、対象となるか。**

A. ビル管理法の適用を受ける建物内の事業所については、法に基づき十分な換気対策がなされているため、空気清浄機等の換気対策費用は対象外とします。

**Q. センサー付き蛇口等の取り付けにかかる工賃は対象となるか？**

A. 対象となります。

**Q. PCR検査や抗原検査、簡易検査キット等の費用は対象になるのか。**

A. 直接的な感染対策ではないため、本助成金では対象になりません。

**Q. 来訪者や来客にサービスとして提供する物品の経費は対象となるか。**

A. 対象外です。

**Q. 「対象物品の例 ③消毒・衛生管理費用」に記載のある「除菌剤の噴霧装置」とは、空間除菌を行うための装置か。また、それらは対象となるか。**

A. 「除菌剤の噴霧装置」とは、除菌剤や消毒液をモノや手指に噴霧するためのスプレーやディスペンサー等を指しています。空間除菌装置については、ガイドラインで新型コロナウイルス感染症の対策として認められていないため、本助成金の対象とはなりません。

### 【納品について】

- Q. 納品書は必要か。また、納品書がない場合はどうしたらよいか。
- A. 納品日を確認する必要があるため、納品書等の書類は必要になります。納品書が無い場合は、販売元が作成した納品日が確認できる書類をご提出ください。
- Q. 令和4年3月31日以降に発注し、令和4年4月1日以降に納品されたものは対象になるのか？
- A. 令和4年4月1日から申請日までに納品されたものは対象になります。

### 【支払いについて】

- Q. クレジットカードで購入した物品について申請する場合、代金の引き落とし前でも申請して良いか？
- A. クレジットカードでの支払いの場合、申請時までに代金の引き落としがされている必要がございますので引き落とし後に申請してください。この場合、引き落としたことが分かる書類（利用明細や通帳の該当ページ等）を申請時にご提出いただく必要がございます。
- Q. 商品券や小切手での支払いは、助成金の対象となるか。
- A. いずれも対象とはなりません。また、クーポン券、特典ポイント、金券、ギフト券等での支払いも対象になりません。（チャージタイプのものであっても商品券やギフト券等の名称がつくものは対象になりません。）
- Q. 手数料は助成金の対象となるか。
- A. 金融機関への振込手数料は対象外となりますが、送料や代引手数料などは物品の設置に必要な経費と考えられるため対象となります。